

生産緑地の買取りに係る指標について

平成25年5月23日

(平成26年4月1日 課名変更)

(平成27年8月21日一部変更)

《目的》

生産緑地地区の指定を受けた地権者から、主たる農業従事者が死亡若しくは身体の故障、または生産緑地地区に指定してから30年経過したことにより、市に生産緑地の買取りの申出があったときに、市の公園用地又はその他の公共施設用地（以下、「公共施設用地等」という。）として買取りの可否を判断するための指標を作成し、事務の円滑化を図る。

《指標》

- ①公共施設用地等として買取りの意向があること。
- ②買取り申出があった土地（以下、「申請地」という。）の地形及び周辺の土地利用が公共施設用地等に適したものであること。また、公園用地として買取る場合は、申請地が周辺の街区公園から誘致距離250m以遠の範囲にあり、面積が概ね1,000平方メートル以上あること。
- ③申請地の接道状況が公共施設用地等に適していること。
- ④市の財政状況を踏まえて、買取りに必要な費用が確保できること。

《判断方針》

公共施設用地等として買い取る場合は、指標①から④のすべてを満たすことが条件となる。

買取りを希望する担当課は、公共施設用地等の必要性及び指標①～③を検討し、政策担当や財政担当と指標④について協議を行い、「朝霞市公有財産取得等検討委員会」の当該事業に対する答申を受け、市の意向を決定するものとする。なお、地権者交渉等の買取りに係る事務は、当該担当課が行うものとする。

《参考図》

